

平成30年度 利尻富士町障害者就労施設等からの物品等優先調達推進方針

1 趣旨

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立を進めるため、町が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定めるものである。

2 適用範囲

本方針は、町が発注する物品等の調達について、予算の適正な執行に配慮し適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年度法律第123号）に基づく事業所等
 - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法第2条第2項第3号の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 物品等の調達における基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、町内を優先し、可能な限り道内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

6 推進体制

本町の全ての部署が調達を円滑に進めることができるよう、福祉課は障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報提供を行い、各部署はその情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。

7 調達の目標

平成 30 年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 3 万円

8 調達実績の取りまとめ及び公表

本方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績について、毎年度終了後に取りまとめ、公表する。

9 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の役場庁舎内での物品の販売や町及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び町民等へのPR活動の推進に努めるものとする。